

自由金利型定期預金規定(証書式)

1. (預金の支払時期)

この預金は、証書表面記載の満期日以後に支払います。

2. (預金の受入れ)

この預金は、現金のみを受入れます。手形、小切手、配当金領収書その他の証券は受入れることができません。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および表面記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また、預入日の3年後の応当日を満期日とした場合には、預入日の1年後の応当日以後に、預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、および預入日の2年後の応当日以後に、預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、表面記載の中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部としてあらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A 現金で受取る場合には、当社所定の支払請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、預入日の1年後の応当日に指定口座へ入金します。また、預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金については、預入日の1年後の応当日および2年後の応当日に、指定口座へ入金します。

② 中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合、および第5条の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」という。)について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の②の利率により計算した利息額との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C (B および C の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A 解約日における普通預金の利率

B 約定利率－約定利率×30%

C 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を表面記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当社所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A 約定利率－約定利率×30%

B 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (反社会的勢力等との取引拒絶)

この預金は、次条第1号に定める暴力団員等、同号AからE、および第5条の2第3号に定める経済制裁対象

者のいずれにも該当しない場合にお取引いただくことができ、これらに該当する場合には、当社はこの預金取引をお断りするものとします。

5. (反社会的勢力ではないことの表明確約)

預金者(本預金口座の名義人(預金口座名義人が法人の場合の当該法人の役員等を含みます。以下同じ。))またはその代理人は、第1号のいずれかに該当し、もしくは第2号のいずれかに該当する行為をし、または第1号にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切である場合には、この預金取引が停止され、または通知によりこの預金が解約されても異議を述べないものとします。なお、これにより預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社に何らの請求をしないものとし、これにより当社に損害が生じた場合には、預金者またはその代理人はその責任を負うものとします。

① 預金者またはその代理人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

② 預金者またはその代理人は、自らまたは第三者を利用して次の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

A 暴力的な要求行為

B 法的な責任を超えた不当な要求行為

C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

E その他 A から D に準ずる行為

5の2. (マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を行わないことの表明確約)

預金者またはその代理人は、次の各号に掲げる事項を確約いただきます。

- ① この預金の利用にあたって、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める犯罪による収益(以下「犯罪収益」といいます。)の預入を行わないこと。
- ② マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与の目的を持って、この預金の利用を行わないこと。
- ③ 日本、米国その他外国または国際機関等が定める経済制裁対象者に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、この預金を利用して、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引その他経済制裁に抵触する取引を行わないこと。

6. (取引の制限等)

この預金のご利用にあたって、当社が必要と判断した場合、当社は、預金者または預金取引に関して当社が指定する証明書類の提出(本人確認書類等の再提出を含みます。)または情報の提供(以下総称して「情報の提供等」といいます。)を求めることがあります。この場合、当社が定める期日までに、預金者から情報の提供等が十分に行われない場合、当社はこの預金取引の全部または一部を停止する場合があります。

7. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当社に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものと

します。なお、通知により解約する場合、到達のいかにかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。また、本項にもとづく預金口座の解約により、預金者またはその代理人に損害が生じた場合でも、当社は何らの責任を負いません。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第11条に違反した場合
- ③ この預金の預金者またはその代理人が第5条の2各号の一にでも違反した場合
- ④ 第6条にもとづき、この預金取引の全部が停止された場合
- ⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑥ この預金が犯罪収益の隠匿若しくは収受等に利用され、またはそのおそれがあると当社が判断した場合

8. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

11. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

13. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合には限り当該相殺額について期限が到来したものとし、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、証書は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債

務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

- ② 前号の充当指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

15. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他

相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2022年10月31日現在)